

食安発0702第1号
平成25年7月2日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第233号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品アセトアミノフェン、農薬アミスルブロム、農薬シアゾファミド、農薬スピロジクロフェン、農薬ノルフルラゾン、農薬フェリムゾン、農薬フェントエート、農薬フェンピラザミン、農薬フルオピラム及び農薬ペンディメタリンについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

農薬イミダクロプリドのカカオ豆の検体部位を「外皮を含むもの」から「外皮を含まないもの」に変更したこと。

第2 施行・適用期日

告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成26年1月2日から適用されるものであること。

農薬等	食品
スピロジクロフェン	みかん、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー及びパッションフルーツ
ノルフルラゾン	大豆、えだまめ、みかん、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、クランベリー、その他の果実、綿実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
フェントエート	大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、そら豆、らっかせい、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、その他のゆり科野菜、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、しろうり、すいか、メロン類果実、その他のうり科野菜、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、マルメロ、びわ、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、その他のハーブ及び乾燥さ

第3 運用上の注意

- 1 今回基準値を設定するスピロジクロフェンとは、農産物にあつてはスピロジクロフェンのみをいい、畜産物にあつてはスピロジクロフェン及び3-(2,4-ジクロロフェニル)-4-ヒドロキシ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オンをスピロジクロフェンに換算したものの和をいうこと。
- 2 今回基準値を設定するノルフルラゾンとは、ノルフルラゾン及び4-クロロ-5-(アミノ)-2-(α , α , α -トリフルオロ-m-トリル)-3-(2H)-ピリダジンをノルフルラゾンに換算したものの和をいうこと。
- 3 今回基準値を設定するフェリムゾンとは、フェリムゾン及び(E)-2'-メチルアセトフェノン 4,6-ジメチルピリミジン-2-イルヒドラゾンの和をいうこと。
- 4 今回基準値を設定するフルオピラムとは、農産物にあつてはフルオピラムのみをいい、畜産物にあつてはフルオピラム及び2-(トリフルオロメチル)ベンズアミドをフルオピラムに換算したものの和をいうこと。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬フェンピラザミン及び農薬フルオピラムに係る新規農薬登録、農薬アミスルブロム、農薬シアゾファミド、農薬スピロジクロフェン、農薬フェリムゾン、農薬フェントエート及び農薬ペンディメタリンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、動物用医薬品アセトアミノフェン、農薬フェンピラザミン及び農薬フルオピラム試験法については、後日通知することとしていること。

別紙

アセトアミノフェン(解熱鎮痛薬)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
豚の筋肉	○ 0.6	0.01
豚の脂肪	○ 0.3	0.01
豚の肝臓	○ 2	0.01
豚の腎臓	○ 2	0.01
豚の食用部分 ²	○ 2	0.01

アミスルブロム(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	
大豆	○ 0.3	0.3
小豆類 ³	○ 0.2	0.2
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 1	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.3	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 25	25
かぶ類の根	○ 0.5	
かぶ類の葉	○ 30	
はくさい	○ 10	10
キャベツ	○ 3	3
ケール	○ 20	20
こまつな	○ 15	15
きょうな	○ 20	20
チンゲンサイ	○ 20	20
カリフラワー	○ 2	
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 ⁴	○ 20	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	10
たまねぎ	○ 0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 2	
すいか	○ 0.05	
メロン類果実	○ 0.05	0.05
ほうれんそう	○ 30	30
しょうが	○ 0.7	
えだまめ	○ 10	10

アミスルブロム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 2	2
いちご	○ 0.05	0.05
ぶどう	○ 5	5
その他の果実 ⁶	○ 1	
その他のスパイス ⁷	○ 15	15
その他のハーブ ⁸	○ 20	20

シアゾファミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.3	0.3
小豆類 ³	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
こんにゃくいも	○ 0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.3	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 25	10
かぶ類の根	○ 0.3	0.3
かぶ類の葉	○ 20	20
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 0.7	0.7
ケール	○ 15	15
こまつな	○ 15	15
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 3	3
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜 ⁴	○ 20	15
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	10
たまねぎ	○ 0.05	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
わけぎ	○ 5	5
その他のゆり科野菜 ⁹	○ 3	3
にんじん	○ 0.09	0.09
みつば	○ 10	10
トマト	○ 2	2

シアゾファミド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
しろうり	○ 0.1	0.1
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 25	25
しょうが	○ 3	3
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜 ¹²	○ 10	10
みかん	○ 0.7	0.7
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 5	5
もも	○ 0.3	
ネクタリン	○ 1	
いちご	○ 0.7	0.7
ぶどう	○ 10	10
パパイヤ	○ 0.5	0.5
その他の果実 ⁶	○ 1	1
その他のスパイス ⁷	○ 10	10
その他のハーブ ⁸	○ 15	15

スピロジクロフェン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
トマト	○ 0.5	
ピーマン	○ 0.2	
なす	○ 2	
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.1	
みかん	● 0.05	0.1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2

スピロジクロフェン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 2	2
りんご	○ 2	2
日本なし	● 0.8	2
西洋なし	● 0.8	2
マルメロ	● 0.8	2
びわ	● 0.5	0.8
もも	●	1
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アプリコットを含む。)	● 2	5
すもも(プルーンを含む。)	● 2	5
うめ	● 2	5
おうとう(チェリーを含む。)	● 3	5
いちご	● 2	5
ラズベリー	●	5
ブラックベリー	●	5
ブルーベリー	●	5
クランベリー	●	5
ハックルベリー	●	5
その他のベリー類果実 ¹³	● 1	5
ぶどう	● 2	5
かき	● 1	2
バナナ	●	2
パパイヤ	● 1	2
アボカド	● 1	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2
マンゴー	● 1	2
パッションフルーツ	●	2
その他の果実 ⁶	○ 5	5
ぎんなん	○ 0.05	
くり	○ 0.1	0.1
ペカン	○ 0.1	0.1
アーモンド	○ 0.1	0.1
くるみ	○ 0.1	0.1
その他のナッツ類 ¹⁴	○ 0.1	0.1
茶	○ 20	
コーヒー豆	○ 0.03	
ホップ	○ 40	
その他のスパイス ⁷	○ 5	5
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.02	

スピロジクロフェン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.1	0.1
豚の肝臓	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.1
牛の腎臓	○ 0.1	0.1
豚の腎臓	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分 ²	○ 0.1	0.1
豚の食用部分	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.1
乳	○ 0.01	0.01

ノルフルラゾン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	●	0.1
らっかせい	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.05	0.05
えだまめ	●	0.1
みかん	●	0.2
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.2
レモン	○ 0.2	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.2	0.2
グレープフルーツ	○ 0.2	0.2
ライム	○ 0.2	0.2
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 0.2	0.2
りんご	● 0.1	0.2
日本なし	● 0.1	0.2
西洋なし	● 0.1	0.2
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	0.2
ネクタリン	● 0.1	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	● 0.1	0.2
すもも(プルーンを含む。)	● 0.1	0.2
うめ	●	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	● 0.1	0.2
ラズベリー	○ 0.2	0.2
ブラックベリー	○ 0.1	0.1

ノルフルazonン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ブルーベリー	○ 0.2	0.2
クランベリー	●	0.1
ぶどう	○ 0.1	0.1
アボカド	○ 0.2	0.2
その他の果実 ⁶	●	0.2
綿実	●	0.1
ぎんなん	●	0.2
くり	●	0.2
ペカン	●	0.2
アーモンド	● 0.1	0.2
くるみ	● 0.1	0.2
その他のナッツ類 ¹⁴	● 0.1	0.2
ホップ	○ 3	3
その他のスパイス ⁷	○ 0.2	0.2
牛の筋肉	○ 0.1	0.1
豚の筋肉	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	○ 0.1	0.1
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.5	0.3
豚の肝臓	○ 0.5	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.3
牛の腎臓	○ 0.1	0.1
豚の腎臓	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分 ²	○ 0.1	0.1
豚の食用部分	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.1
乳	○ 0.1	0.1
鶏の筋肉	●	0.1
その他の家きん ¹⁶ の筋肉	●	0.1
鶏の脂肪	●	0.1
その他の家きんの脂肪	●	0.1
鶏の肝臓	●	0.1
その他の家きんの肝臓	●	0.1
鶏の腎臓	●	0.1
その他の家きんの腎臓	●	0.1
鶏の食用部分	●	0.1
その他の家きんの食用部分	●	0.1

フェリムゾン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 2	1
魚介類	○ 0.5	0.5

フェントエート(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.5	0.4
大麦	●	0.4
ライ麦	●	0.4
とうもろこし	● 0.02	0.4
そば	●	0.4
その他の穀類 ¹⁷	●	0.4
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類 ³	○ 0.05	0.05
えんどう	○ 0.05	0.05
そら豆	● 0.02	0.05
らっかせい	●	0.05
その他の豆類 ¹⁸	○ 0.05	0.05
ばれいしょ	● 0.02	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.02	0.05
かんしょ	● 0.02	0.05
やまいも(長いもをいう。)	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 ¹⁹	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	● 0.02	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	● 0.02	0.1
かぶ類の根	● 0.02	0.1
かぶ類の葉	● 0.02	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	● 0.02	0.1
キャベツ	● 0.02	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	● 0.02	0.1
ブロッコリー	● 0.05	0.1
その他のあぶらな科野菜 ⁴	●	0.1

フェントエート(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ごぼう	● 0.02	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 0.1	0.1
その他のきく科野菜 ²⁰	●	0.1
たまねぎ	● 0.02	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	● 0.05	0.1
にんにく	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	● 0.05	0.1
わけぎ	○ 0.1	0.1
その他のゆり科野菜 ⁹	● 0.02	0.1
にんじん	○ 0.1	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜 ²¹	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜 ¹⁰	●	0.1
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
しろうり	● 0.03	0.1
すいか	● 0.02	0.1
メロン類果実	● 0.02	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ¹¹	●	0.1
ほうれんそう	○ 0.1	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	● 0.02	0.1
未成熟いんげん	● 0.05	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類 ²²	●	0.1
その他の野菜 ¹²	● 0.02	0.1

フェントエート(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 2	0.1
レモン	○ 5	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	0.1
グレープフルーツ	○ 5	0.1
ライム	○ 5	0.1
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 5	0.1
りんご	○ 0.1	0.1
日本なし	○ 0.1	0.1
西洋なし	○ 0.1	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.1
すもも(プルーンを含む。)	●	0.1
うめ	● 0.02	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	● 0.05	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハuckleベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ¹³	●	0.1
ぶどう	● 0.02	0.1
かき	○ 0.1	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ⁶	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ²³	●	0.1
ぎんなん	●	0.1

フェントエート(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
くり	● 0.03	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ¹⁴	●	0.1
茶	● 0.02	0.1
その他のスパイス ⁷	○ 10	
その他のスパイス(種子を除く。)		0.1
その他のハーブ ⁸	●	0.1
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	●	7

フェンピラザミン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	○ 5	
なす	○ 2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	
みかん	○ 0.1	
なつみかんの果実全体	○ 5	
レモン	○ 5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	
グレープフルーツ	○ 5	
ライム	○ 5	
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 5	
いちご	○ 10	
ぶどう	○ 10	
その他のスパイス ⁷	○ 15	

フルオピラム(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類 ³	○ 0.09	
そら豆	○ 0.09	
らっかせい	○ 0.02	
その他の豆類 ¹⁸	○ 0.09	
ばれいしょ	○ 0.02	
てんさい	○ 0.04	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	
りんご	○ 0.3	

フルオピラム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
日本なし	○ 3	
西洋なし	○ 3	
もも	○ 0.5	
ネクタリン	○ 5	
すもも(プルーンを含む。)	○ 1	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	
いちご	○ 2	
ぶどう	○ 10	
バナナ	○ 1	
くり	○ 0.05	
ペカン	○ 0.05	
アーモンド	○ 0.05	
くるみ	○ 0.05	
その他のナッツ類 ¹⁴	○ 0.05	
牛の筋肉	○ 0.1	
豚の筋肉	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	○ 0.1	
牛の脂肪	○ 0.1	
豚の脂肪	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	
牛の肝臓	○ 0.7	
豚の肝臓	○ 0.7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.7	
牛の腎臓	○ 0.7	
豚の腎臓	○ 0.7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.7	
牛の食用部分 ²	○ 0.7	
豚の食用部分	○ 0.7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.7	
乳	○ 0.07	
干しぶどう	○ 20	

ペンディメタリン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.2	0.2
小麦	○ 0.2	0.2
大麦	○ 0.2	0.2
ライ麦	○ 0.2	0.2
とうもろこし	○ 0.2	0.2
そば	○ 0.1	
その他の穀類 ¹⁷	○ 0.1	0.1

ペンディメタリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	○ 0.2	0.2
小豆類 ³	○ 0.05	0.05
えんどう	○ 0.1	0.1
そら豆	○ 0.1	0.1
らっかせい	○ 0.2	0.2
その他の豆類 ¹⁸	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.2	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.2	0.2
こんにゃくいも	○ 0.2	0.2
その他のいも類 ¹⁹	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.05	0.05
さとうきび	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
かぶ類の根	○ 0.05	0.05
かぶ類の葉	○ 0.05	0.05
西洋わさび	○ 0.05	0.05
クレソン	○ 0.05	0.05
はくさい	○ 0.2	0.2
キャベツ	○ 0.2	0.2
芽キャベツ	○ 0.2	0.2
ケール	○ 0.05	0.05
こまつな	○ 0.05	0.05
きょうな	○ 0.05	0.05
チンゲンサイ	○ 0.05	0.05
カリフラワー	○ 0.05	0.05
ブロッコリー	○ 0.05	0.05
その他のあぶらな科野菜 ⁴	○ 0.05	0.05
アーティチョーク	○ 0.05	0.05
チコリ	○ 0.05	0.05
エンダイブ	○ 0.05	0.05
しゅんぎく	○ 0.05	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 0.2	0.2
その他のきく科野菜 ²⁰	○ 0.05	0.05
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.2	0.2
にんにく	○ 0.2	0.2
にら	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	○ 0.05	0.05
その他のゆり科野菜 ⁹	○ 0.05	0.05

ペンディメタリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にんじん	○ 0.2	0.2
パセリ	○ 0.2	0.2
その他のせり科野菜 ²¹	○ 0.2	0.2
トマト	○ 0.05	0.05
なす	○ 0.05	0.05
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 0.05	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
しょうが	○ 0.05	
未成熟えんどう	○ 0.05	0.05
未成熟いんげん	○ 0.05	0.05
えだまめ	○ 0.2	0.2
その他の野菜 ¹²	○ 0.1	0.1
みかん	○ 0.05	0.05
なつみかんの果実全体	○ 0.05	0.05
レモン	○ 0.05	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.05	0.05
グレープフルーツ	○ 0.05	0.05
ライム	○ 0.05	0.05
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 0.05	0.05
りんご	○ 0.1	0.1
日本なし	○ 0.1	0.1
西洋なし	○ 0.1	0.1
マルメロ	○ 0.05	0.05
びわ	○ 0.05	0.05
もも	○ 0.05	0.05
ネクタリン	○ 0.05	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.05	0.05
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.05	0.05
うめ	○ 0.05	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.05	0.05
いちご	○ 0.05	0.05
ラズベリー	○ 0.05	0.05
ブラックベリー	○ 0.05	0.05
ブルーベリー	○ 0.05	0.05
クランベリー	○ 0.05	0.05
ハックルベリー	○ 0.05	0.05
その他のベリー類果実 ¹³	○ 0.05	0.05
ぶどう	○ 0.1	0.1
かき	○ 0.05	0.05
バナナ	○ 0.05	0.05
キウイー	○ 0.05	0.05
パパイヤ	○ 0.05	0.05
アボカド	○ 0.05	0.05
パイナップル	○ 0.05	0.05

ペンディメタリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
グアバ	○ 0.05	0.05
マンゴー	○ 0.05	0.05
パッションフルーツ	○ 0.05	0.05
なつめやし	○ 0.05	0.05
ひまわりの種子	○ 0.1	0.1
ごまの種子	○ 0.05	0.05
べにばなの種子	○ 0.05	0.05
綿実	○ 0.1	0.1
なたね	○ 0.05	0.05
その他のオイルシード ²³	○ 0.05	0.05
ぎんなん	○ 0.05	0.05
くり	○ 0.05	0.05
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類 ¹⁴	○ 0.05	0.05
魚介類	○ 0.3	0.3
ミネラルウォーター類	○ 0.02	0.02

脚注

- :平成25年7月2日施行
●:平成26年1月2日施行
 - ・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。
 - ・今回基準値を設定するスピロジクロフェンとは、農産物にあつてはスピロジクロフェンのみをいい、畜産物にあつてはスピロジクロフェン及び3-(2,4-ジクロロフェニル)-4-ヒドロキシ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オンをスピロジクロフェンに換算したものの和をいうこと。
 - ・今回基準値を設定するノルフルラゾンとは、ノルフルラゾン及び4-クロロ-5-(アミノ)-2-(α , α , α -トリフルオロ-*m*-トリル)-3-(2*H*)-ピリダジンをノルフルラゾンに換算したものの和をいうこと。
 - ・今回基準値を設定するフェリムゾンとは、フェリムゾン及び(*E*)-2'-メチルアセトフェノン 4,6-ジメチルピリミジン-2-イルヒドラゾンの和をいうこと。
 - ・今回基準値を設定するフルオピラムとは、農産物にあつてはフルオピラムのみをいい、畜産物にあつてはフルオピラム及び2-(トリフルオロメチル)ベンズアミドをフルオピラムに換算したものの和をいうこと。
- 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

5. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
6. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
7. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
8. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
9. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
11. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
14. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
15. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
16. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
17. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
18. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
19. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
20. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
21. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
22. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
23. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。